

## 混合粗大ごみの受入れをします

ご家庭で不用になった混合粗大ごみの処理を希望される方は、下記のとおり持ち込み場所へ直接持ち込んでください。

なお、家庭から出るごみが対象ですので、**事業所ごみは受け入れしません。**

### ○混合粗大ごみとは

【燃える物と燃えない物が一緒にになっていて、自力での分別が困難な粗大ごみ】

例) 電気毛布、電気カーペット、スプリング入りソファ、マッサージチェア、オルガン、木製の台付きミシン、ゴルフバッグ、チャイルドシートなど

※ねじ等で接合しており、容易に分解できるものは受け入れできません。



### 日時

9月13日(日)  
9時～12時(午前)  
13時～15時(午後)

### 持ち込み場所

名和クリーンセンター

### 手数料

10kgあたり205円

●当日、混合粗大ごみ以外は受け入れを行いません。

※手数料は、持ち込み場所において、現金でお支払いください。

### ◆問い合わせ先

住民生活課

☎0859-54-5210

大山支所建設課総合窓口室

☎0859-53-3311

中山支所地籍調査課総合窓口室

☎0858-58-6111

\*当日の連絡先

名和クリーンセンター

☎0859-54-5352

## はい! 消費生活相談窓口です

消費生活相談窓口につながる3桁の電話番号をご存じですか?お近くの相談窓口につながります。(平成27年7月より)

こんな相談をしたい時……

- ・名簿から名前を削除する、とあやしい電話があった。
- ・無料と聞いたのに高額請求を受けた。
- ・製品を使ってけがをしそうになった。など



相談したいけど、窓口の電話番号がわからない。

そんな時は……



局番なしの

「消費者ホットライン」

いやや  
**188**

◎「なきねいりはいやや」とおぼえてください。

\*全国共通電話番号「188」に電話をすると音声案内が流れます。郵便番号を入力するとお住まいの近くの消費相談窓口(役場)につながります。郵便番号がわからない時は、そのままお待ちいただければ、お住まいの近くの(役場)につながります。(土、日は鳥取県消費生活センターにつながります。)

\*相談窓口へつながった時点から、通話料金の負担が発生します。

\*相談窓口の番号がわかる場合は、直接お電話を!

役場住民生活課

☎0859-54-5210 (平日)

鳥取県消費生活センター

(米子コンベンションセンター4階)

☎0859-34-2648 (平日・土日)

第4火曜日は相談 出前講座の日です。お気軽にご利用ください。申込みは住民生活課へ。